

日液協第27～49号
平成27年8月4日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

一般消費者等の数の取り扱いについて（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経済産業省より別添のとおり、容器交換時等供給設備点検を行う本省所管の保安機関（日液協非会員）が、一般消費者等の数を充てん作業等を行うバルク貯槽の基数等でカウントしていた事案が確認されたことから、注意喚起の依頼がありました。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の数を正しく把握し、保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう注意喚起方よろしくお願いいたします。

敬 具

（発信手段：Eメール）


（担当：飯田・岩田）

経済産業省

27 商ガ安第 24 号
平成 27 年 7 月 31 日

日本液化石油ガス協議会
会長 川本 武彦 殿

経済産業省商務流通保安グループ

ガス安全室長 大本 治康 

一般消費者等の数の取り扱いについて（注意喚起）

先般、本省所管の保安機関である事業者において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 29 条第 3 項により認定を受けた一般消費者等の数の範囲を上回って保安業務を実施していた事案が確認されました。

本件は、法第 29 条第 1 項により同法施行規則第 29 条で定める保安業務区分のうち、容器交換時等供給設備点検を行う保安機関にあって、一般消費者等の数を充てん作業等を行うバルク貯槽の基数等でカウントし、一般消費者等に設置するガスメーターの戸数でカウントしていなかったことによるものです。

本事案については、これまでも同様に一般消費者等の数のカウントを間違えていた事業者があり、当省からの注意があつたにも関わらず、是正されていないところでありました。したがって、保安業務を行う保安機関として不適切なものであり、商務流通保安グループガス安全室長から、当該事業者に対し厳重に注意しました。

つきましては、貴団体傘下の保安機関に対し、下記のとおり不適切な行為があれば速やかに是正し、所要の措置を図ることを周知いただくようお願いします。

記

保安機関は、容器交換時等供給設備点検作業を行うに際して、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の数を正しく把握し、その保安の確保のため適切に保安業務を実施すること。

なお、バルク供給や集合供給などの供給設備の数を 1 戸としてカウントするのではなく、ガスメーター数でカウントすること。

2 容器交換時等供給設備点検関連

16 配送時の容器交換時等供給設備点検で、常時圧力検知式漏えい検知装置(S・SB型メータ等)、流量検知式漏えい検知装置(モレ検等)の漏えい表示有無の確認は、埋設管の漏えい確認等の代替措置となりますか？

A16 ・ 例示基準第41、29節では埋設管の漏えい試験としてS型メータやモレ検等の警報表示有無を2ヶ月に1回以上確認することで代替措置とすることが可能です。
 ・ この点検は配送時や検針時の確認でもよいですが、配送が2ヶ月を超える場合には通常毎月行う検針集金時等に確認することが必要です。
 ・ 警報表示の有無の確認は、保安業務資格者でなくても行うことができますが、ガス漏れが確認された場合、すばやく対応するためには保安業務資格者が望ましいでしょう。

17 配送サイクルが長いお客様先(例えば8ヶ月に1回の配送等)の容器交換時等供給設備点検について聞かせて下さい。

A17 容器交換のサイクルが8ヶ月に1回であっても、配送時に容器交換時等供給設備点検を行えば法律上問題ありません。また、バルク供給については1年を超えない範囲の充填時に容器交換時等供給設備点検が行われていれば法律上問題ありません。

18 容器交換時等供給設備点検において「不適合」となった供給設備について、販売事業者がなかなか改善してくれませんがどうしたらよいですか？

A18 そのまま放置すると、販売事業者が供給設備技術基準違反を問われ、また、業務主任者が職務違反に問われることとなりますので、改善要望をするとともにその連絡した記録を残して下さい。なお、一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合は一般消費者等にも通知して下さい。(法第16条の2・規則第18条、法第20条第1項・規則第24条第7号)

19 保安業務実施状況報告書の記載時の第2号業務の実施戸数については、1戸のお客様に年2回以上点検を実施した場合に、お客様戸数でカウントするのですか、点検した回数でカウントするのですか？ また報告書における一般消費者の数は決算時に閉栓してある戸数を加えるのですか？

A19 ①カウントの仕方は、1戸のお客様に第2号業務を何回実施しても報告書における一般消費者等の数は「1戸」としてカウントします。
 ②報告書における一般消費者等の戸数とは、決算時における開栓してあるお客様戸数でカウントして下さい。

20 バルク供給の際のお客様の戸数はどのようにカウントしたらよいですか？

A20 バルク供給の際の充填口の数を一戸にするのではなくメータ数でカウントして下さい。

21 配送業務だけを委託したいのですが、その場合保安業務の容器交換時等供給設備点検はどのように実施したらよいのでしょうか？ ちなみに、自社で保安機関の認定を受けています。

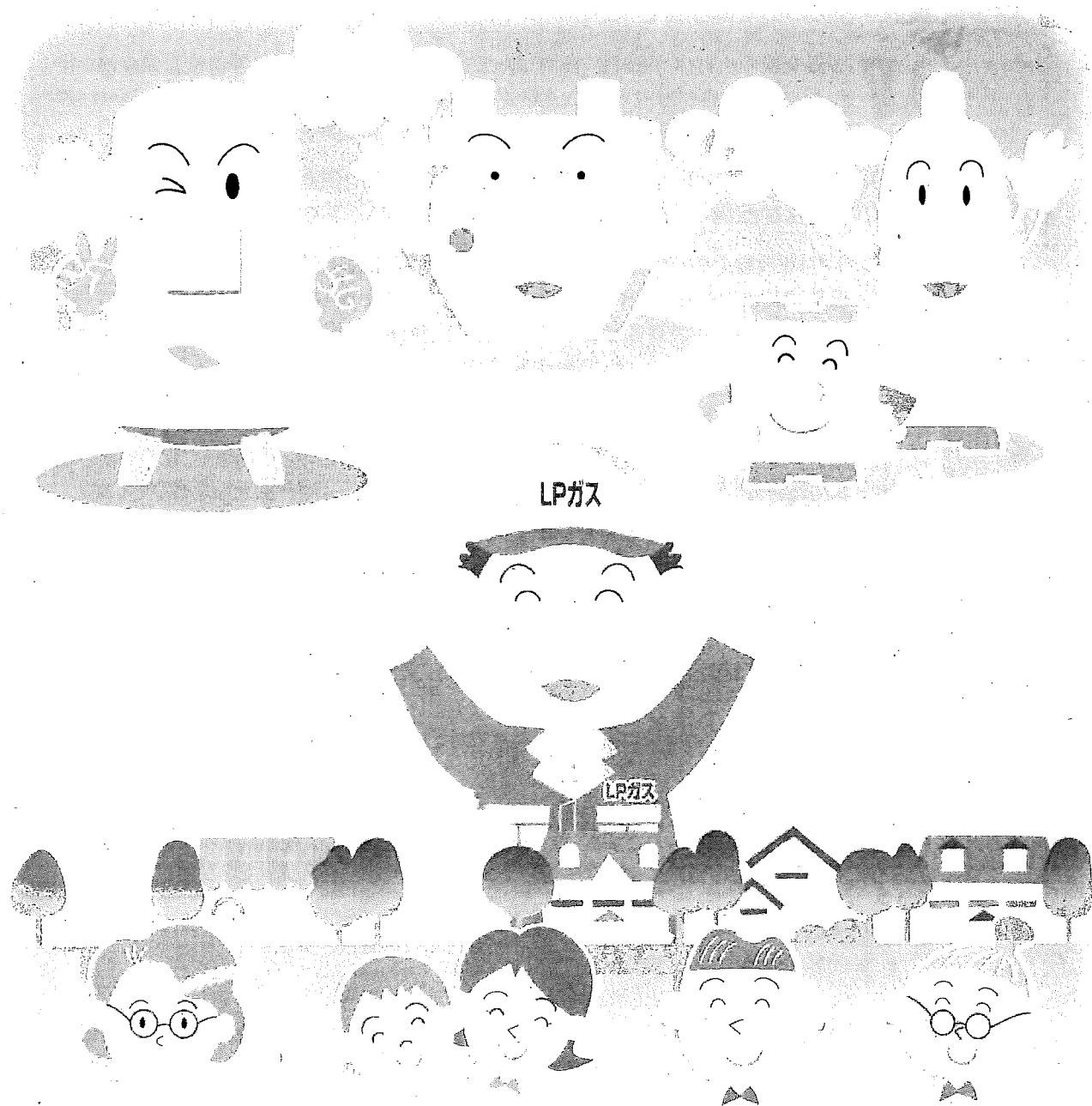
A21 実施方法としては下記の方法が考えられます。

- ①容器による供給の場合
- ・ 自社が保安機関として、月1回の検針時に点検を実施する。
 - ・ 自社が保安機関として、配送事業者が行う容器交換の時期を確認し、容器交換時にあわせて自ら容器交換時等供給設備点検を実施する。
- ②バルク供給による供給の場合
- ・ 自社が保安機関として、6ヶ月に1回以上の頻度で点検を実施する。
 - ・ 自社が保安機関として、配送事業者がバルク充填作業時1年を超えない範囲で行う充填作業時に行う。

第2次 改訂版

供給開始時等 マニュアル

保安業務における 疑問・問題点



日本液化石油ガス協議会